

令和7年4月7日

保護者の皆様

県立正徳館高等学校長

令和6年度のいじめ認知等について（お知らせ）

陽春の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動、いじめ防止対策等に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校でもいじめ認知にあたっては、下記の定義に照らし合わせて行っていますが、令和6年度の本校におけるいじめの認知件数は1件でしたので、お知らせします。

今後とも下記定義を随時御確認いただくとともに、お子様の様子にも日頃から注意いただくなど、いじめの未然防止等に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

令和2年 新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布
新潟県いじめ等の対策に関する条例より抜粋

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる※蓋然性の高いものをいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。